

薬食発0422第3号
平成25年4月22日

各都道府県知事 殿



厚生労働省医薬食品局長
(公印省略)

医薬品等及び毒劇物輸入監視要領について

医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器（以下「医薬品等」という。）、毒物及び劇物（以下「毒劇物」という。）の輸入監視については、無許可、無登録品又は不良品等が違法に国内に流入することを未然に防ぎ、もって国民の保健衛生上の危害を防止することを目的として、「医薬品等輸入監視要領の改正について」（平成22年12月27日付け薬食発1227第8号厚生労働省医薬食品局長通知。以下「旧通知」という。）により実施されているところであるが、今般、輸入手続きの一層の明確化を図るため、別添のとおり「医薬品等及び毒劇物輸入監視要領」を定め、平成25年6月1日から実施することとしたので通知する。

また、本件の実施における「薬事法又は毒物及び劇物取締法に係る医薬品等又は毒劇物の通関の際における取扱要領」については、別添参考のとおり財務省関税局長宛て通知済みであることを申し添える。

なお、本通知の実施に伴い、旧通知は廃止する。ただし、様式については基本的には本通知のものを使用することとするが、旧通知の様式による書類の提出を妨げるものではない。